

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



排出事業者の現地確認の時にも必要になるのが、処理施設の知識です。では、先月の宿題から確認していきましょう。

宿題Q、最終処分場の設置に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 処理業者が最終処分場を設置する場合は設置許可が必要だが、排出事業者が自社の産業廃棄物だけを処分するための最終処分場を設置する場合の設置許可は不要である。
- (2) 処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場でも設置に当たっては設置許可が必要である。
- (3) 市町村が一般廃棄物の最終処分場を設置する場合も設置許可は必要である。
- (4) 産業廃棄物の廃プラスチック類破碎施設を設置する場合は設置許可が必要であるが、最終処分場の設置には許可は不要である。
- (5) 産業廃棄物の最終処分場については都道府県知事、一般廃棄物の最終処分場については市町村長の設置許可が必要である。

### 【解説】

処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場であっても設置許可は必要である。

したがって、(2)が正しい。

(3) 市町村が一般廃棄物処理施設（ここでは最終処分場）を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないとしている（法第9条の3）。設置許可ではない。

なお、一般廃棄物の最終処分場を民間が設置する場合は、法第8条の規定により都道府県知事の許可が必要である。

正解（2）

この問題も「産業廃棄物の最終処分場はいくら小規模であっても設置許可の対象である。」と知っていれば、相当絞りますね。ちなみに、市町村が設置する一般廃棄物処理施設は最終処分場も含めて「設置届」です。また、産業廃棄物の最終処分場も平成9年の法令改正までは規模の小さい埋立地（「ミニ処分場」と呼ばれていました。）は許可の対象外でした。廃棄物処理法をある程度知っている人や昔のことを覚えていた人ほど迷ったかも知れませんね。では、もう一問、処理施設から。

## ～廃棄物処理問題～

Q、コンクリート製品製造工場から排出されるコンクリート製品くずの破碎処理を受託する産業廃棄物処分を計画している。この場合、許可を受けなければならないものとして、正しいものはどれか。

- (1) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くずの破碎施設の設置許可。
- (2) 木くず又はがれき類の破碎施設の設置許可。
- (3) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず））。
- (4) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（がれき類））。
- (5) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（廃プラスチック類））。

### 【解説】

コンクリート製品製造工場から排出されるコンクリート製品くずは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」に該当し、がれき類には該当しない。また、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」を破碎する処理施設は法第15条第1項の設置許可は不要である。（政令第7条各号に該当しない）

正解（3）

この問題は関係する方も多いのではないのでしょうか。建設系の廃棄物の処理は元請、下請の関係もありなかなか難しいものがあります。この問題は先月も解説しましたが「産業廃棄物の種類とその処理の方法」に関係してきます。

15条処理施設（設置許可の必要な産廃処理施設）は「がれき類」の破碎施設は対象ですが、「ガラスくず」の破碎施設は対象になりません。また、製造工程から排出されるコンクリートブロック、レンガ、タイル、陶器などは「新築、改築又は除去に伴って生じたもの」ではないので「がれき類」にはならない、という「廃棄物の区分」の知識も求められることとなります。では、今回の宿題も建設系廃棄物の処理施設から。



### 宿題Q

次のうち、法第15条の産業廃棄物処理施設に該当するものはどれか。

- (1) ビルの解体工事時に発生するコンクリートの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (2) ビルの解体工事時に分別されて搬出された鉄骨の切断施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (3) 家の解体工事時に分別されて搬出された木くずの破碎施設であって、1日あたり6時間稼働で3t処理できるもの。
- (4) 家の解体工事時に分別されて搬出されたガラスの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (5) 製鋼工場から発生する還元スラグの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が1,000tを超えるもの。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。